

見附市告示第139号

見附市設備投資応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月27日

見附市長 稲田亮

見附市設備投資応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市設備投資応援補助金交付要綱（平成27年見附市告示第94号）の一部を次のように改正する。

別表第2中新潟県のハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録要綱第8条に基づき新潟県に認定されたパパ・ママ子育て応援プラス認定企業（以下「パパ・ママ子育て応援プラス認定企業」という）の項補助額の加算区分の欄中「という」の次に「又は新潟県の新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業に進呈された企業（以下「多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」という）」を加え、パパ・ママ子育て応援プラス認定企業及びユースエール認定企業として認定された企業の項補助額の加算区分の欄中「パパ・ママ子育て応援プラス認定企業」の次に「又は多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市設備投資応援補助金交付要綱の規定は、令和7年10月1日から適用する。